

令和元年七月五日受領  
答弁第三〇六号

内閣衆質一九八第三〇六号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員 柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で議論される「フォーミュラリー」と国立病院機構の  
使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で議論される「フォーミュラリー」と国立病院機構の使命に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「フォーミュラリー」（以下「フォーミュラリー」という。）については、一般には、厳密に定義されることなく、医療機関等において医学的妥当性や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針を意味するものとして用いられているものと考えており、確立した定義やフォーミュラリーの在り方についての確立した考え方があるとは承知していない。したがって、厚生労働省としては、現時点では、フォーミュラリーに関する①「国立病院機構など公的病院が率先して導入し・・・院内策定の手引きなどを示すべきではないか」、②「国立病院機構にあっても・・・策定できない具体的な要因がある」というのであれば・・・明らかにされたい」、③「地域フォーミュラリーなる医薬品リストを地域においては誰に策定させるつもりでいるのか」及び④「地域フォーミュラリーなるものは、保険者が中心となって策定し、当該保険者に加入する被保険者が医療を受給した際に使用できる薬剤を限定させるリストと考えている」という理解でよいのか」とのお尋ねについて、一概にお答えすることは困難であるが、フォーミュラリーの

診療報酬上の評価の在り方については、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。